



人事行政の公平性と透明性を高めるため、「占冠村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の給与の状況等をお知らせします。

お問い合わせ 総務課 職員厚生担当
電話番号 56-2121

◆職員給与費の状況

(単位：万円)

年度	職員数 (A)	給与費				一人あたり 給与費 (B/A)
		給料	期末・勤勉手当	諸手当	計(B)	
平成29年度	57人	21,967	8,020	3,814	33,801	593
平成30年度	59人	22,775	8,500	3,774	35,049	594

※職員数は平成30年度当初予算ベースの人数です(特別職を含む)。

◆職員の平均給料月額・平均年齢状況

(平成30年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	309,000円	37.7歳

◆初任給と採用2年経過の給与月額

(平成30年4月1日現在)

区分	初任給	採用2年経過給与月額
一般行政職	大学卒業	179,200円
	高校卒業	147,100円

◆職員手当の状況

退職手当	(支給率) 自己都合 定年 勤続20年… 20.445月分 25.55625月分 勤続30年… 36.105月分 42.4125月分 勤続35年… 41.325月分 49.59月分 最高限度… 49.59月分 49.59月分	通勤手当	片道通勤距離2km超の者で、交通機関等利用			
期末・勤勉手当		住宅手当	借家で、12,000円を超える家賃を支払っている職員			
				期末	勤勉	計
	6月期			1.225月分	0.90月分	2.125月分
	12月期			1.375月分	0.90月分	2.275月分
	計	2.6月分	1.8月分	4.4月分		
扶養手当	配偶者 6,500円 子 6,500円 (22歳までは10,000円) 父母等 6,500円 特定期間の加算 5,000円					

◆等級別職員数の状況

(平成30年4月1日現在の実人数)

区分	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務	課長 主幹	課長 主幹	主幹 係長・主査	係長 主査・主任	主事	主事 事務補	—
職員数	12人	14人	10人	1人	10人	6人	53人
構成比	22.6%	26.4%	18.9%	1.9%	18.9%	11.3%	100%

平成30年度国民健康保険税の税率を改正します

国の制度改正により、平成30年4月から北海道が道内の市町村とともに、国民健康保険の運営を担うこととなり、北海道は財政運営の責任主体として、道内市町村ごとの国民健康保険事業納付金を決定し、市町村は保険税などを財源として北海道へ納付金を納めることとなります。

占冠村が北海道へ納付金を納めるためには、現行の税収では不足が見込まれることから平成30年度の税率を下表のとおり改正します。また、税率改正にあたり、加入者の方の税負担が急激な上昇とならないよう、村も一定程度負担します。加入者の皆様には負担が増えることとなりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

区分		平成29年度	平成30年度	増減
医療給付費分 (加入者全員)	所得割	5.5%	5.5%	—
	資産割	38.00%	38.00%	—
	均等割	17,000円	17,000円	—
	平等割	23,000円	20,000円	▲3,000円
	課税限度額	540,000円	580,000円	40,000円
後期高齢者 支援金分 (加入者全員)	所得割	1.80%	2.10%	0.30%
	資産割	14.00%	15.00%	1.00%
	均等割	6,000円	6,500円	500円
	平等割	8,600円	11,200円	2,600円
	課税限度額	190,000円	190,000円	—
介護納付金分 (40歳～64歳)	所得割	1.00%	1.30%	0.30%
	資産割	8.00%	10.00%	2.00%
	均等割	6,000円	6,500円	500円
	平等割	5,000円	5,200円	200円
	課税限度額	160,000円	160,000円	—

■所得割：所得金額－33万円（基礎控除）×税率

■資産割：固定資産税（土地・家屋）×税率

■均等割：加入者の人数×金額

■平等割：一世帯の金額

※課税限度額の改正は地方税法の改正に伴うものです。

▼税の軽減

国民健康保険税を計算する時に、世帯の所得合計額に基づき、均等割と平等割の合計金額が、7割・5割・2割軽減されます。平成30年度より次の表のとおり5割・2割軽減の基準が変わります。この軽減に申請は不要ですが、前年の所得に関する申告が必要となります。

区分	平成29年度	平成30年度
7割軽減	33万円以下（変更なし）	33万円以下（変更なし）
5割軽減	33万円 + (27万円×被保険者数) 以下	33万円 + (27万5千円×被保険者数) 以下
2割軽減	33万円 + (49万円×被保険者数) 以下	33万円 + (50万円×被保険者数) 以下

▼支払いが困難な方はご相談ください

国民健康保険税は、3回に分けて納めてもらうよう通知していますが、支払いが困難な場合は、実情に応じた支払い方法の相談を受け付けますので、お早めに税務担当へご連絡ください。国民健康保険税の納付が納期限までに確認できない場合、給付の差し止めや、いったん医療費を全額自己負担していただくことになります。

なお、口座振替を希望される方は、下記の連絡先までお問い合わせください。

<お問い合わせ>

- ・国民健康保険税に関すること 総務課税務担当 電話 56-2121
- ・各種届出や給付などに関すること 住民課国保医療担当 電話 56-2122